



平成 22 年 11 月 5 日

各 位

所在地	東京都港区東新橋一丁目 6 番 1 号
会社名	ITX 株式会社
代表者の役職名	代表取締役社長 荻原 正也 (コード番号: 2725)
問い合わせ先	
責任者役職名	取締役 半澤 彰一
電話番号	03 (3574) 3888

支配株主であるオリンパス株式会社による当社株式に対する 公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の支配株主であるオリンパス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、下記のとおり賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、かかる決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て、当社を完全子会社化することを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	オリンパス株式会社
(2) 所 在 地	東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目 43 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菊川 剛
(4) 事 業 内 容	精密機械器具の製造販売
(5) 資 本 金	48,332 百万円 (平成 22 年 6 月 30 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	大正 8 年 10 月 12 日
(7) 大株主及び持株比率	日本生命保険相互会社 8.26% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 5.73% 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 4.89% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4.23% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3.31% (住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口) 株式会社三井住友銀行 3.07% ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 2.73% テルモ株式会社 2.51% ガバメント オブ シンガポール インベストメント 1.68% コーポレーション ピー リミテッド

	明治安田生命保険相互会社	1.66%
	(平成 22 年 3 月 31 日現在)	
(8) 上場会社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は当社の発行済株式の 82.07%(小数点以下第三位四捨五入)を保有しております。(平成 22 年 9 月 30 日現在)	
人 的 関 係	当社の取締役 3 名(森久志氏、川又洋伸氏及び中塚誠氏)及び監査役 1 名(大西伸幸氏)は公開買付者から派遣されております。また、監査役 1 名(林純一氏)は公開買付者の取締役を兼務しております。	
取 引 関 係	当社は、公開買付者との間で、オリンパスビジネスクリエイツ株式会社に関し平成 22 年 5 月 11 日に合弁契約を、当社から公開買付者に対する金 250 億円の貸付けに関し平成 22 年 7 月 26 日に金銭消費貸借契約をそれぞれ締結しております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は当社の親会社に該当いたします。	

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由をもって賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「⑤ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、当社の普通株式 525,414 株(本日現在の当社の発行済株式総数 640,240 株に対する所有株式数の割合にして 82.07%(小数点以下第三位四捨五入))を所有しており、当社を連結子会社としております。この度、公開買付者は、平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て(ただし、公開買付者が既に所有している当社の株式を除きます。)を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限は設定されておられません。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、平成 20 年 12 月以降、当社ひいては公開買付者グループ(公開買付者及び公開買付者の関係会社をいいます。以下同じ。)の企業価値最大化に向け、経営構造改革として「経営資源の集中による収益基盤の強化」・「不採算事業からの撤退等による財務体質の強化」に取り組み、着実な成果を挙げてまいりまし

た。特に中核事業と位置付けた携帯電話の販売等を中心とする情報通信サービス事業において、M&A 等による販売チャネルの拡大施策等により市場シェアを大幅に伸長し、収益基盤の強化拡大を果たすことができました。当社は、公開買付者グループにおいて業績面における上記貢献のほか、公開買付者グループの情報通信サービス事業分野の中核を担い、また、新規事業を創生する、いわば新規事業創生エンジンとしての役割を担ってまいりました。当社及び公開買付者は、当社グループ及び公開買付者グループの新規事業創生の役割を担う事業を一つに集約するため、平成 22 年 7 月に当社と公開買付者との共同出資によりオリンパスビジネスクリエイツ株式会社を新設し、新事業創生のさらなる強化・加速を行ってまいりました。(詳細については当社平成 22 年 5 月 11 日発表の「事業譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。)

このような取組みを経て、現在当社は経営資源を情報通信サービス事業に集中させ、同分野における収益力のさらなる強化及び同分野における独自付加価値サービスの創造に取り組んでおります。

一方公開買付者は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提供することにより、人々の健康と幸せな生活を実現するという考えを「ソーシャル・イン」と呼び、全ての企業活動の基本思想としております。この思想に基づき、社会が真に求める新しい価値を創造し続け、かつタイムリーに提供していくことで、公開買付者グループの企業価値を向上することに努めております。こうした経営思想のもと、公開買付者は 10 年後に創業 100 周年を迎えます。

公開買付者グループは、平成 22 年 5 月、この創業 100 周年に向け公開買付者グループの「10 年後のあるべき姿」を見据えた「創業 100 周年ビジョン」を発表し、最初の 5 年間の「2010 年経営基本計画」を策定し、「2010 年経営基本計画」の最終年度である平成 26 年度に掲げる売上高 1 兆 5,000 億円、営業利益 1,500 億円という目標達成に向けた取組みを、グループ全体として行っております。「2010 年経営基本計画」は、経営スローガンを「グローバル化のネクストステージへ」とし、具体的には「グローバル競争力のある企業体質への転化」、「新興国市場への事業展開強化」に取り組み、企業価値の最大化を目指しています。その一環として、情報通信関連及び新事業においては、当社の経営資源を情報通信分野に集中させ、同事業での競争力の強化を図るとともに、公開買付者と当社の新事業を統合し新事業育成強化を加速させることを目指しております。

当社との関係においては、公開買付者は、平成 12 年 4 月以降、既存事業の競争力強化と革新的で独創的な新規事業の創出・育成を目的として当社の主要株主の 1 社として資本参加を行い、戦略的なパートナーとして当社との間で事業連携を行ってまいりました。平成 16 年 9 月には当社株式に対する公開買付けにより当社を連結子会社化し、以降、グループ企業として、公開買付者の上記基本思想を共有し、新事業の確実な創生、既存事業の強化に取り組んでまいりました。

一方で、公開買付者を取り巻く環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。新興国市場の急成長、高齢化の進展・低侵襲医療への期待の高まりによる医療関連市場の拡大などが、事業拡大の好機をもたらす一方で、コンシューマー事業領域に加え、医療事業領域においても、日・米・欧に加え、アジア、その他の新興国で数兆円の売上規模の企業が複数社存在し、M&A も活発に行われ、さらに近年は、他業種からの新規参入もある厳しい競争環境となっています。

また、当社を取り巻く事業環境に目を向けますと、携帯電話をはじめとする移動体通信市場では、国内携帯電話の累計契約数が 1 億 1,000 万を超え、人口普及率も 90%に達する等成熟期に入る一方で、激しい変革を伴う新しいステージの到来を迎えております。iPhone の爆発的普及や Andoroid 端末の参入増加により、多機能情報端末であるスマートフォン市場は急速に拡大しております。また NTT ドコモが平成 22 年 12 月より次世代通信ネットワークである LTE(Long Term Evolution)の商用サービスの開始を予定しており、モバイルデータ通信はさらなる高速化・大容量化の時代となります。さらに昨今総務省が方針を打ち出し、NTT ドコモが対応することを発表している SIM ロックの解除は、これまでの携帯電話販売の流通構造を大きく変化させる可能性があります。

このような新しいステージを迎えている事業環境は、当社にとって大きなビジネスチャンスの到来といえます。そしてこの好機を確実にとらえるためには、市場シェアをさらに拡大して当社の大手販売代理店の地位を揺

るぎないものとするに加え、スマートフォンの普及や LTE 時代の始まり、SIM ロックの解除等により生じる、端末のオープン化やアプリケーション、サービスの重要性の増大、ユーザーニーズの多様化等に対応するために、販売代理店の機能を進化させ、これまで以上にソリューションビジネスを強化拡大して当社独自の付加価値サービスを増強していくことが必要不可欠であると判断しております。一方、かかるビジネスチャンスを踏まえて確実に成長を遂げるためには、従来の意思決定のスピード及びサービスでは上記事業環境に対応することは困難であり、戦略実行のスピードを加速させるための機動的な組織体制の構築、公開買付者のブランド力・信用力等も加味した総合的な事業展開を行うことが当社ひいては公開買付者グループとしても喫緊の重要課題と考えております。

こうした中、当社と公開買付者は、平成 22 年 9 月頃から当社グループ及び公開買付者グループのさらなる企業価値向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、公開買付者が本公開買付けを通じて当社を完全子会社化することによって、公開買付者の持つブランド力や信用力等の経営資源を当社が最大限活用することが可能となる、より緊密な協力体制を構築し、当社において機動的かつ迅速な組織体制を構築することが、当社の経営基盤を安定させ、さらなる成長を実現する最善策であり、当社及び公開買付者グループの企業価値を最大化させることになるとの結論にいたりました。

また当社は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、本公開買付けにおける当社1株あたりの買付け等の価格、その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上から、当社の取締役会は、本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことといたしました。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼いたしました。みずほ証券は、当社株式について、市場株価基準法、類似企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）による算定を行い、当社は平成 22 年 11 月 4 日に株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

みずほ証券による当社 1 株あたりの株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価基準法	40,874 円～45,014 円
類似企業比較法	56,790 円～63,315 円
DCF 法	53,341 円～67,052 円

上記市場株価基準法の算定においては、平成 22 年 11 月 4 日を基準日として、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ（以下「JASDAQ」といいます。）における当社の普通株式の、基準日の普通取引終値 45,000 円並びに、当社が業績予想修正を発表した平成 22 年 10 月 28 日の翌日である平成 22

年 10 月 29 日以降、平成 22 年 11 月 4 日までの過去 4 営業日の終値の平均値 42,913 円(小数点以下四捨五入)、直近 1 ヶ月の終値の平均値(ただし、平成 22 年 10 月 8 日までは、株式会社大阪証券取引所へラクレス市場における普通取引終値をいい、以下同様とします。)40,874 円(小数点以下四捨五入)、直近 3 ヶ月の終値の平均値 42,783 円(小数点以下四捨五入)及び直近 6 ヶ月の終値の平均値 45,014 円(小数点以下四捨五入)をもとに、当社の 1 株あたり価値の範囲を 40,874 円から 45,014 円までと分析しております。

類似企業比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社の 1 株あたり価値の範囲を 56,790 円から 63,315 円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、当社 1 株あたりの価値の範囲を 53,341 円から 67,052 円までと分析しております。

当社は、上記の内容等を参考に、本公開買付価格について慎重に検討し、本公開買付価格が、市場株価基準法により分析された当社の 1 株当たり株式価値の上限を大幅に超過していること、DCF法及び類似企業比較法により分析された当社の 1 株当たり株式価値の評価レンジ内に位置する価格であることを含め本公開買付けの諸条件を総合的に勘案した結果から、本公開買付価格は適正な水準にあり、妥当であるものと判断いたしました。

なお、第三者算定機関であるみずほ証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。))に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。野村証券は、当社株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法による算定を行い、公開買付者は平成 22 年 11 月 5 日に野村証券から株式価値算定書(以下「公開買付者算定書」といいます。))を取得したとのことです。なお、公開買付者は、野村証券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

なお、野村証券による当社の 1 株あたり株式価値の算定結果の概要は下記のとおりとのことです。

市場株価平均法	40,874 円～45,014 円
類似会社比較法	18,066 円～30,738 円
DCF法	49,921 円～72,400 円

公開買付者は、野村証券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数等の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を 1 株当たり金 60,500 円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり金 60,500 円は、平成 22 年 11 月 4 日の JASDAQ における当社の普通株式の普通取引終値の 45,000 円に対して 34.4%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 ヶ月間(平成 22 年 10 月 5 日から平成 22 年 11 月 4 日まで)の JASDAQ における当社の普通株式の普通取引終値

(ただし、平成 22 年 10 月 8 日までは、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における普通取引終値をいい、以下同様とします。)の単純平均値 40,874 円(小数点以下四捨五入)に対して 48.0%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 3 ヶ月間(平成 22 年 8 月 5 日から平成 22 年 11 月 4 日まで)の単純平均値 42,783 円(小数点以下四捨五入)に対して 41.4%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 6 ヶ月間(平成 22 年 5 月 6 日から平成 22 年 11 月 4 日まで)の単純平均値 45,014 円(小数点以下四捨五入)に対して 34.4%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、当社の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、平成 22 年 10 月頃、当社の支配株主である公開買付者と利害関係を有しない者であつて、独立役員である社外取締役の友森宏氏に対し、株式会社大阪証券取引所の定める規則に基づき、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼し、平成 22 年 11 月 5 日付けで、同氏より、本公開買付けの目的は正当であること、本公開買付けに関する交渉過程の手続きは公正であること、本公開買付け価格は公正であると認められること、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置は適正であること等から、本公開買付けに関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする当社取締役会宛の意見書(以下「本意見書」といいます。)を取得しております。

⑤ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、みずほ証券から取得した対象者算定書、TMI 総合法律事務所から得た法的助言、本意見書の内容等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に検討してまいりました。その結果、本公開買付けは当社の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 22 年 11 月 5 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。上記の取締役会においては、公開買付者の取締役を兼務する取締役森久志氏及び川又洋伸氏は、利益相反の疑い回避の観点から、その審議及び決議に参加していません。また、当社は、当社の代表取締役である中塚誠氏が公開買付者の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑い回避の観点からより慎重を期すため、上記の取締役会決議に先立ち、上記の 2 名の取締役のほか、中塚誠氏をも除く取締役による取締役会を同日に開催し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしております。なお、上記の観点から、森久志氏及び川又洋伸氏並びに中塚誠氏は、本公開買付けに関するその他の審議及び決議にも参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。また、公開買付者の取締役を兼務する監査役林純一氏及び公開買付者の従業員を兼務する監査役大西伸幸氏は、同様の観点から当社の取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本公開買付けに関する審議には参加していません。上記の各取締役会は、上記の観点から審議及び決議に参加していない取締役及び審議に参加していない監査役を除く全ての取締役及び監査役が出席し、社外取締役 1 名を含む出席取締役全員の一致で当該決議を行っており、社外監査役 1 名を含む出席監査役 2 名は、いずれの取締役会においても、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)は、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、31 営業日とされております。公開買付者によれば、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しているとのことです。さらに、当社と公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行なうことを制限するような内容の合意は一切行なっておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性等の担保にも配慮しているとのことです。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は本日現在、JASDAQ に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は JASDAQ の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、株式交換により公開買付者は当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、かかる手続きが実行された場合、当社の普通株式は JASDAQ の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお上場廃止後は、当社の普通株式を JASDAQ において取引することはできなくなります。

(5) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社は、公開買付者が本公開買付けを通じて当社を完全子会社化することによって、両社がより緊密な協力体制を構築し、当社において機動的かつ迅速な組織体制を構築することが、当社の経営基盤を安定させ、さらなる成長を実現する最善策であり、当社及び公開買付者グループの企業価値を最大化させることになると確信していることから、本公開買付けに対し賛同の意見を表明しました。また当社は、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討した結果、本公開買付価格、その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお公開買付者は、当社の株主の皆様の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の方法により、当社の株主の皆様に対して当社株式を売却する機会を提供しつつ、当社の発行済株式の全てを取得することを予定しているとのことです。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て(ただし、公開買付者が既に所有している当社の株式を除きます。)の取得を目指した本公開買付けを実施します。また本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全て(ただし、公開買付者が既に所有している当社の株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施する予定とのことです。本株式交換により、本公開買付けに応募されなかった当社株式は全て公開買付者株式と交換され、公開買付者株式 1 株以上を割り当てられた当社の株主の皆様は、公開買付者の株主となります。本株式交換の実施は、その効力発生を遅くとも平成 23 年 4 月頃を目処に実施する予定とのことです。なお本株式交換は、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 796 条第 3 項に基づく簡易株式交換として、株式交換契約の承認に

つき公開買付者の株主総会決議を経ずに実施される予定とのことです。また本株式交換は、本公開買付けの成立後において公開買付者が有する当社の議決権の数が当社の総株主の議決権の数に占める割合によっては、会社法第 784 条第 1 項に基づく略式株式交換として、株式交換契約の承認につき当社の株主総会決議を経ずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保する観点から、本公開買付け終了後に公開買付者と当社がそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して協議の上決定する予定ですが、本株式交換により当社の株主の皆様が受け取る対価(公開買付者株式。ただし、受け取る株式の数に 1 株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。)を決定するに際しての当社普通株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。

本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主の皆様は、会社法の手続きに従い、当社に対して株式買取請求を行うことができ、この場合の買取価格は最終的には裁判所が判断することとなります。

なお上記手続きについては、本株式交換に伴い、公開買付者又は当社が受ける法律上・税務上の影響、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社の株主の皆様による当社株式の所有状況、公開買付者及び当社の業績の変動や株式市場の影響等によっては、それと同等の効果を有する他の方法により完全子会社化を実施する可能性があります。ただし、その場合であっても、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して交付する株式又は金銭の額については、本公開買付価格に当該株主様が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一の価格を基準とする予定です。以上の場合における具体的な手続きについては、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響につきましては、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 支配株主との取引等に関する事項

公開買付者は当社の支配株主であり、本公開買付けは支配株主との取引等に該当いたします。当社では経営に関する重要事項は当社の取締役会にて意思決定しており、経営上の独立性を確保しております。また支配株主との取引については、契約条件及び市場等を参考に合理的に決定し、一般取引先と同様に公正かつ適切な取引関係を維持することを、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針としております。当社は上記「2. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付

けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる指針に適合していると考えております。

また、当社は、平成 22 年 11 月 5 日付けで、当社の支配株主である公開買付者と利害関係を有しない者であつて、独立役員である社外取締役の友森宏氏より、本公開買付けの目的は正当であること、本公開買付けに関する交渉過程の手続きは公正であること、本公開買付価格は公正であると認められること、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置は適正であること等から、本公開買付けに関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする本意見書を取得しております。

10. その他

該当事項はありません。

以 上

(参考) 買付け等の概要(別添)

公開買付者が本日公表した添付資料(「当社子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)をご参照ください。



平成 22 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長 菊川 剛
(コード：7733 東証第 1 部)
問合せ先 広報・I R 室長 南部 昭浩
(TEL. 03-3340-2111(代))

当社子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

オリンパス株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会において、以下のとおり、アイ・ティー・エックス株式会社（コード番号：2725 JASDAQ、以下、「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式 525,414 株（平成 22 年 11 月 5 日現在の対象者の発行済株式総数 640,240 株に対する所有株式数の割合にして 82.07%（小数点以下第三位四捨五入））を所有しており、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が既に所有している対象者の株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、その上限及び下限を設定いたしません。

なお、対象者によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、当社が本公開買付けを通じて対象者を完全子会社化することが対象者及び当社グループ（当社及び当社関係会社をいいます。以下同じ。）の企業価値を最大化させることになるとの結論に至り、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に応募を推奨することを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提供することにより、人々の健康と幸せな生活を実現するという考えを「ソーシャル・イン」と呼び、全ての企業活動の基本思想としております。この思想に基づき、社会が真に求める新しい価値を創造し続け、かつタイムリーに提供していくことで、当社グループの企業価値を向上することに努めております。こうした

経営思想のもと、当社は10年後に創業100周年を迎えます。

当社グループは、平成22年5月、この創業100周年に向け当社グループの「10年後のあるべき姿」を見据えた「創業100周年ビジョン」を発表し、最初の5年間の「2010年経営基本計画」を策定し、「2010年経営基本計画」の最終年度である2014年度に掲げる売上高1兆5,000億円、営業利益1,500億円という目標達成に向けた取り組みを、グループ全体として行っております。「2010年経営基本計画」は、経営スローガンを“グローバル化のネクストステージへ”とし、具体的には「グローバル競争力のある企業体質への転化」、「新興国市場への事業展開強化」に取り組み、企業価値の最大化を目指しています。その一環として、情報通信関連及び新事業においては、対象者の経営資源を情報通信分野に集中させ、同事業での競争力の強化を図るとともに、当社と対象者の新事業を統合し新事業育成強化を加速させることを目指しております。

対象者との関係においては、当社は、平成12年4月以降、既存事業の競争力強化と革新的で独創的な新規事業の創出・育成を目的として対象者の主要株主の1社として資本参加を行い、戦略的なパートナーとして対象者との間で事業連携を行ってまいりました。平成16年9月には対象者株式に対する公開買付けにより対象者を連結子会社化し、以降、グループ企業として、当社の上記基本思想を共有し、新事業の確実な創生、既存事業の強化に取り組んでまいりました。

対象者は、平成20年12月以降、対象者ひいては当社グループの企業価値最大化に向け、経営構造改革として「経営資源の集中による収益基盤の強化」・「不採算事業からの撤退等による財務体質の強化」に取り組み、着実な成果を挙げてまいりました。特に中核事業と位置付けた携帯電話の販売等を中心とする情報通信サービス事業において、M&A等による販売チャネルの拡大施策等により市場シェアを大幅に伸長し、収益基盤の強化拡大を果たすことができました。対象者は、当社グループにおいて業績面における上記貢献のほか、当社グループの情報通信サービス事業分野の中核を担い、また、新規事業を創生する、いわば新規事業創生エンジンとしての役割を担ってまいりました。対象者及び当社は、対象者グループ及び当社グループの新規事業創生の役割を担う事業を一つに集約するため、平成22年7月に対象者と当社との共同出資によりオリンパスビジネスクリエイツ株式会社を新設し、新事業創生の更なる強化・加速を行ってまいりました。このような取り組みを経て、現在対象者は経営資源を情報通信サービス事業に集中させ、同分野における収益力の更なる強化及び同分野における独自付加価値サービスの創造に取り組んでおります。

一方で、当社を取り巻く環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。新興国市場の急成長、高齢化の進展・低侵襲医療への期待の高まりによる医療関連市場の拡大などが、事業拡大の好機をもたらす一方で、コンシューマー事業領域に加え、医療事業領域においても、日・米・欧に加え、アジア、その他の新興国で数兆円の売上規模の企業が複数社存在し、M&Aも活発に行われ、更に近年は、他業種からの新規参入もある厳しい競争環境となっています。

また、対象者を取り巻く事業環境に目を向けますと、携帯電話をはじめとする移動体通信市場では、国

内携帯電話の累計契約数が1億1,000万を超え、人口普及率も90%に達する等成熟期に入る一方で、激しい変革を伴う新しいステージの到来を迎えております。iPhoneの爆発的普及やAndroid端末の参入増加により、多機能情報端末であるスマートフォン市場は急速に拡大しております。またNTTドコモが本年12月より次世代通信ネットワークであるLTE(Long Term Evolution)の商用サービスの開始を予定しており、これによりモバイルデータ通信は更なる高速化・大容量化の時代となります。更に昨今総務省が方針を打ち出し、NTTドコモがこれに対応することを発表しているSIMロックの解除は、これまでの携帯電話販売の流通構造を大きく変化させる可能性があります。

このような新しいステージを迎えている事業環境は、対象者にとって大きなビジネスチャンスの到来といえます。そしてこの好機を確実にとらえるためには、市場シェアを更に拡大して対象者の大手販売代理店の地位を揺るぎないものとするに加え、スマートフォンの普及やLTE時代の始まり、SIMロックの解除等により生じる、端末のオープン化やアプリケーション、サービスの重要性の増大、ユーザーニーズの多様化等に対応するために、販売代理店の機能を進化させ、これまで以上にソリューションビジネスを強化拡大して対象者独自の付加価値サービスを増強していくことが必要不可欠であると判断しております。一方、かかるビジネスチャンスを踏まえて確実に成長を遂げるためには、従来の意思決定のスピード及びサービスでは上記事業環境に対応することは困難であり、戦略実行のスピードを加速させるための機動的な組織体制の構築、当社のブランド力・信用力等も加味した総合的な事業展開を行うことが当社グループとしても喫緊の重要課題と考えております。

こうした中、当社と対象者は、平成22年9月頃から当社グループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社が本公開買付けを通じて対象者を完全子会社化することによって、当社の持つブランド力や信用力等の経営資源を対象者が最大限活用することが可能となる、より緊密な協力体制を構築し、対象者において機動的かつ迅速な組織体制を構築することが、対象者の経営基盤を安定させ、更なる成長を実現する最善策であり、対象者及び当社グループの企業価値を最大化させることになるとの結論に至りました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

当社は、対象者が当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行い、当社は平成22年11月5日に野村證券から株式価値算定書（以下、「公開買

付者算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、野村證券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法	40,874 円～45,014 円
類似会社比較法	18,066 円～30,738 円
D C F 法	49,921 円～72,400 円

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金 60,500 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金 60,500 円は、平成 22 年 11 月 4 日の株式会社大阪証券取引所の開設する市場である J A S D A Q（以下、「J A S D A Q」といいます。）における対象者の普通株式の普通取引終値の 45,000 円に対して 34.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 10 月 5 日から平成 22 年 11 月 4 日まで）の J A S D A Q における対象者の普通株式の普通取引終値（ただし、平成 22 年 10 月 8 日までは、株式会社大阪証券取引所へラクレス市場における普通取引終値をいい、以下同様とします。）の単純平均値 40,874 円（小数点以下四捨五入）に対して 48.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 8 月 5 日から平成 22 年 11 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均値 42,783 円（小数点以下四捨五入）に対して 41.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 22 年 5 月 6 日から平成 22 年 11 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均値 45,014 円（小数点以下四捨五入）に対して 34.4%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

他方、対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。みずほ証券は、対象者株式について、市場株価基準法、類似企業比較法及び D C F 法による算定を行い、対象者は平成 22 年 11 月 4 日に株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者はみずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券による対象者1株当たりの株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価基準法	40,874 円～45,014 円
類似企業比較法	56,790 円～63,315 円
D C F 法	53,341 円～67,052 円

上記市場株価基準法の算定においては、平成 22 年 11 月 4 日を基準日として、J A S D A Q における対象者の普通株式の、基準日の普通取引終値 45,000 円並びに、対象者が業績予想修正を発表した平成 22 年

10月28日の翌日である平成22年10月29日以降、平成22年11月4日までの過去4営業日の終値の平均値42,913円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の終値の平均値40,874円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値42,783円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値45,014円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たりの価値の範囲を40,874円から45,014円までと分析しているとのことです。

類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり価値の範囲を56,790円から63,315円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者1株当たりの価値の範囲を53,341円から67,052円までと分析しているとのことです。

対象者は、上記の内容等を参考に、本公開買付価格について慎重に検討し、本公開買付価格が、市場株価基準法により分析された対象者の1株当たり株式価値の上限を大幅に超過していること、DCF法及び類似企業比較法により分析された対象者の1株当たり株式価値の評価レンジ内に位置する価格であることを含め本公開買付けの諸条件を総合的に勘案した結果から、本公開買付価格は適正な水準にあり、妥当であるものと判断したとのことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、対象者の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けているとのことです。

③ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者は、平成22年10月頃、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない者であって、独立役員である社外取締役の友森宏氏に対し、株式会社大阪証券取引所の定める規則に基づき、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼し、平成22年11月5日付けで、同氏より、本公開買付けの目的は正当であること、本公開買付けに関する交渉過程の手続は公正であること、本公開買付価格は公正であると認められること、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置は適正であること等から、本公開買付けに関する対象者の決定が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする対象者取締役会宛の意見書（以下、「本意見書」といいます。）を取得しております。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者は、みずほ証券から取得した対象者算定書、TMI総合法律事務所から得た法的助言、本意見書の内容等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に検討したとのことです。その結果、

本公開買付けは対象者の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 22 年 11 月 5 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。上記の取締役会においては、当社の取締役を兼務する取締役森久志氏及び川又洋伸氏は、利益相反の疑い回避の観点から、その審議及び決議に参加していないとのことです。また、対象者は、対象者の代表取締役である中塚誠氏が当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑い回避の観点からより慎重を期すため、上記の取締役会決議に先立ち、上記の 2 名の取締役のほか、中塚誠氏をも除く取締役による取締役会を同日に開催し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしております。なお、上記の観点から、森久志氏及び川又洋伸氏並びに中塚誠氏は、本公開買付けに関するその他の審議及び決議にも参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、当社の取締役を兼務する監査役林純一氏及び当社の従業員を兼務する監査役大西伸幸氏は、同様の観点から対象者の取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。上記の各取締役会は、上記の観点から審議及び決議に参加していない取締役及び審議に参加していない監査役を除く全ての取締役及び監査役が出席し、社外取締役 1 名を含む出席取締役全員の一致で当該決議を行っており、社外監査役 1 名を含む出席監査役 2 名は、いずれの取締役会においても、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、31 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。更に、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性等の担保にも配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が既に所有している対象者の株式を除きます。）の取得を目指した本公開買付けを実施します。また、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が既に所有している対象者の株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。本株式交換により、本公開買付けに応募されなかった対象者株式は全て当社株式と交換され、当社株式 1 株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、当社の株主となります。本株式交換の実施は、その効力発生を遅くとも平成 23 年 4 月頃を目処に実施する予定です。なお、本株式交換は、

会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 796 条第 3 項本文に基づく簡易株式交換として、株式交換契約の承認につき当社の株主総会決議を経ずに実施される予定です。また、本株式交換は、本公開買付けの成立後において当社が有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数に占める割合によっては、会社法第 784 条第 1 項に基づく略式株式交換として、株式交換契約の承認につき対象者の株主総会決議を経ずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定を参考に、本公開買付け終了後に当社と対象者がそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して協議の上で決定する予定ですが、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価（公開買付者株式。ただし、受け取るべき株式の数に一株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際しての対象者普通株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格を基準にする予定です。

なお、本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができ、この場合の買取価格は最終的には裁判所が判断することとなります。

上記手続については、本株式交換に伴い当社又は対象者が受ける法律上・税務上の影響、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者の株主による対象者株式の所有状況、当社及び対象者の業績の変動や株式市場の影響等によっては、それと同様の効果を有する他の方法により完全子会社化を実施する可能性があります。ただし、その場合であっても、当社以外を対象者の株主に対して交付する株式又は金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一の価格を基準とする予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、現在、JASDAQに上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、本株式交換を予定しておりますので、JASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。なお、上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	アイ・ティー・エックス株式会社
② 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目6番1号
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 荻原 正也
④ 事 業 内 容	テレコム事業を中心とした情報通信サービス事業
⑤ 資 本 金	25,443 百万円（平成 22 年 6 月 30 日現在）
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 61 年 5 月 16 日
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	オリンパス株式会社 82.06% 船井電機株式会社 5.93% 株式会社三井住友銀行 0.69% 株式会社三菱東京UFJ銀行 0.58% 川澄化学工業株式会社 0.53% エース交易株式会社 0.38% 株式会社みずほ銀行 0.33% (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 株式会社川嶋 0.31% 大阪証券金融株式会社 0.20% 泉 国明 0.17%
⑧ 上場会社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社は、対象者発行済株式総数の 82.06%（小数点以下第三位切捨て）を所有しております。
人 的 関 係	対象者へ 3 名（森久志、川又洋伸及び中塚誠）を取締役として派遣し、1 名（大西伸幸）を監査役として派遣しております。また、当社の社外取締役 1 名（林純一）は対象者の監査役を兼務しております。
取 引 関 係	当社は、対象者との間で、オリンパスビジネスクリエイツ株式会社に関し平成 22 年 5 月 11 日に合弁契約を、対象者から当社に対する金 250 億円の貸付けに関し平成 22 年 7 月 26 日に金銭消費貸借契約をそれぞれ締結しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、当社の関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 11 月 11 日（木曜日）から平成 22 年 12 月 27 日（月曜日）まで（31 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、60,500 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成 22 年 11 月 5 日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

なお、野村證券による対象者の 1 株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法	40,874 円～45,014 円
類似会社比較法	18,066 円～30,738 円
DCF 法	49,921 円～72,400 円

市場株価平均法では、平成 22 年 11 月 4 日を基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の基準日の終値 45,000 円、直近 1 週間の終値の平均値 42,913 円（小数点以下四捨五入）、直近 1 ヶ月間の終値の平均値 40,874 円（小数点以下四捨五入）、直近 3 ヶ月間の終値の平均値 42,783 円（小数点以下四捨五入）及び直近 6 ヶ月間の終値の平均値 45,014 円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の 1 株当たり価値の範囲を 40,874 円から 45,014 円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の 1 株当たり価値の範囲を 18,066 円から 30,738 円までと分析しております。

DCF 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の 1 株当たり価値の範囲を 49,921 円から 72,400 円までと分析しております。なお、DCF 法において前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を 1 株当たり金

60,500 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり金 60,500 円は、平成 22 年 11 月 4 日の J A S D A Q における対象者の普通株式の普通取引終値の 45,000 円に対して 34.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 10 月 5 日から平成 22 年 11 月 4 日まで）の J A S D A Q における対象者の普通株式の普通取引終値の単純平均値 40,874 円（小数点以下四捨五入）に対して 48.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 8 月 5 日から平成 22 年 11 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均値 42,783 円（小数点以下四捨五入）に対して 41.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 22 年 5 月 6 日から平成 22 年 11 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均値 45,014 円（小数点以下四捨五入）に対して 34.4%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

当社は、平成 12 年 4 月以降、対象者の主要株主の 1 社として資本参加を行い、平成 16 年 9 月には対象者株式に対する公開買付けにより対象者を連結子会社化し、以降、グループ企業として、当社の基本思想を共有し、新事業の確実な創生、既存事業の強化に取り組んでまいりました。一方、対象者は、平成 20 年 12 月以降、対象者ひいては当社グループの企業価値最大化に向け、「経営資源の集中による収益基盤の強化」・「不採算事業からの撤退等による財務体質の強化」に取り組み、着実な成果を挙げてまいりました。特に中核事業と位置付けた携帯電話の販売等を中心とする情報通信サービス事業において、M&A 等による販売チャネルの拡大施策等により市場シェアを大幅に伸長し、収益基盤の強化拡大を果たすことができました。対象者は、当社グループにおいて業績面における上記貢献のほか、当社グループの情報通信サービス事業分野の中核を担い、また、新規事業を創生する、いわば新規事業創生エンジンとしての役割を担ってまいりました。対象者及び当社は、対象者グループ及び当社グループの新規事業創生の役割を担う事業を一つに集約するため、平成 22 年 7 月に対象者と当社との共同出資によりオリパスビジネスクリエイティブ株式会社を新設し、新事業創生の更なる強化・加速を行ってまいりました。このような取り組みを経て、現在対象者は経営資源を情報通信サービス事業に集中させ、同分野における収益力の更なる強化及び同分野における独自付加価値サービスの創造に取り組んでおります。一方で、当社を取り巻く環境は、劇的かつ急速な変化を続けております。新興国市場の急成長、高齢化の進展・低侵襲医療への期待の高まりによる医療関連市場の拡大などが、事業拡大の好機をもたらす一方で、コンシューマー事業領域に加え、医療事業領域においても、日・米・欧に加え、アジア、その他の新興国で数兆円の売上規模の企業が複数社存在し、M&A も活発に行われ、更に近年は、他業種からの新規参入もある厳しい競争環境となっています。

こうした中、当社と対象者は、平成 22 年 9 月頃から、当社グループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社が本公開買付けを通じて対象者を完全子会社化することによって、当社の持つブランド力や信用力等の経営資源を対象者が最大限活用することが可能となる、より緊密な協力体制を構築し、対象者において機動的かつ迅速な組織体制を構築することが、対象者の経営基盤を安定させ、更なる成長を実現する最善策であり、対象者及び当社グループの企業価値を最大化させることになるとの結論に至り、当社は平成 22 年 11 月 5 日に、本公開買

付けを実施することを決定し、以下の経緯により、本公開買付価格について決定しました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成22年11月5日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

野村證券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法	40,874 円～45,014 円
類似会社比較法	18,066 円～30,738 円
DCF法	49,921 円～72,400 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成22年11月5日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金60,500 円と決定いたしました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置）

前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
114,826 (株)	—	—

(注) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成22年8月13日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数（640,240株）から公開買付者が保有する株式数（525,414株）を控除したものになります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	525,414 個	(買付け等前における株券等所有割合 82.07%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る 議決権の数	114,826 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	640,240 個	

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(114,826株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在において当社が把握している各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年8月13日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の総株主の議決権の数です。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 6,947 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付価格(60,500 円)に買付予定数(114,826 株)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年1月5日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が

指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

後記「（９）その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

（９）その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下、「令」といいます。）第14条第１項第１号イないしリ及びフないしソ、第３号イないしチ、並びに同条第２項第３号ないし第６号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の６第１項第１号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第１項に定める行為を行った場合には、府令第19条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契

約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年11月11日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

(2) 今後の業績への見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合にはすみやかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成22年11月5日開催の取締役会において、当社が本公開買付けを通じて対象者を完全子会社化することが対象者及び当社グループの企業価値を最大化させることになるとの結論に至り、本公開買付けについての賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に応募を推奨することを決議したとのことです。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 利益相反を回避するための措置

前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成22年8月5日付「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成22年8月5日に、株式会社大阪証券取引所において、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の業績予想の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成23年3月期第2四半期連結累計期間連結業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期 純利益	1株当たり 四半期 純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	107,000	1,200	600	400	624.76
今回発表予想(B)	110,000	1,900	1,400	800	1,249.53
増減額(B-A)	3,000	700	800	400	—
増減率(%)	2.8	58.3	133.3	100.0	—
(ご参考) 前期第2四半期実績(平成22年3月期第2四半期)	114,076	1,859	1,296	373	583.77

② 平成22年10月28日付「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成22年10月28日に、株式会社大阪証券取引所において、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の業績予想の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成23年3月期第2四半期連結累計期間連結業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期 純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	110,000	1,900	1,400	800	1,249.53
今回発表予想(B)	112,000	2,400	2,000	1,600	2,499.06
増減額(B-A)	2,000	500	600	800	—
増減率(%)	1.8	26.3	42.9	100.0	—
(ご参考) 前期第2四半期実績(平成22年3月期第2四半期)	114,076	1,859	1,296	373	583.77

平成23年3月期連結業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	210,000	3,000	1,900	1,600	2,499.06
今回発表予想(B)	218,000	4,200	3,400	2,700	4,217.16
増減額(B-A)	8,000	1,200	1,500	1,100	—
増減率(%)	3.8	40.0	78.9	68.8	—
(ご参考) 前期実績(平成22年3月期)	237,109	4,058	2,625	1,509	2,358.27

③ 平成23年3月期（第12期）第2四半期決算短信の公表

対象者は、平成22年11月5日に、株式会社大阪証券取引所において、平成23年3月期第2四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、当該第2四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当

該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況（連結）

決算年月	平成23年 3 月期 (第12期第 2 四半期)
売上高	112,341百万円
売上原価	93,204百万円
販売費及び一般管理費	16,705百万円
営業外収益	210百万円
営業外費用	597百万円
四半期純利益	1,616百万円

(ii) 1 株当たりの状況（連結）

決算年月	平成23年 3 月期 (第12期第 2 四半期)
1 株当たり四半期純利益	2,524.35円
1 株当たり配当額	—
1 株当たり純資産額	54,898.32円

対象者によれば、対象者は、公開買付期間中、法第24条の4の7第1項及び令第4条の2の10第3項の規定に基づき平成22年9月末日経過後45日以内に、平成23年3月期（第12期）第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

以 上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 22 年 11 月 5 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、アイ・ティー・エックス株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。